

株主のみなさまへ

千葉県浦安市美浜一丁目9番2号  
株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア  
代表取締役社長 上山 富彦

## 第36期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

このたびの平成28年(2016年)熊本地震により被災されました株主のみなさま、またそのご家族のみなさまに心よりお見舞いを申し上げますと共に、被災されましたみなさまの日常生活が一日も早く平常に戻りますよう、心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月26日(木曜日)午後6時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月27日(金曜日) 午前10時  
2. 場 所 千葉県千葉市美浜区ひび野二丁目10番1号  
ホテル ザ・マンハッタン2階 プリマベアラ

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項 1 第36期(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2 第36期(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 株式併合、単元株式数の変更の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。(当社HPアドレス <http://www.cvs-bayarea.co.jp>)

# 事業報告

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済・金融政策を受けて企業収益が拡大したほか、訪日外国人の増加によるインバウンド消費の拡大が続いていることで、サービス・小売業を中心に経済効果が見られており、雇用情勢や所得環境の改善など緩やかながら景況感は回復基調で推移いたしました。

しかしながら、中国や新興国の景気減速を起因とする、世界経済の下振れリスクの顕在化や、それに伴い為替水準が円高方向へと推移していることで、輸出企業を中心に牽引してきた今後の経済成長に対する懸念が強まってきているほか、大手企業の賃上げが前年水準を下回るなど、増税後持ち直してきていた個人消費が伸び悩みを見せており、景気の先行きに対する不透明感が増してきております。

### (コンビニエンス・ストア事業の概況)

コンビニエンス・ストア業界におきましては、各チェーン間での統合・提携など再編の動きが活発化しており、大手3チェーンによる寡占化がさらに進むことにより、過度な競合状況は一時的に緩和されていくものと見られますが、首都圏を中心とした出店意欲は依然衰えておらず、都心部などでは小型スーパーなども交えた企業間競争は今後も続いていくものと思われまます。

また、淹れたてコーヒーやカウンタードーナツなどの販売による新規の顧客獲得に動いているほか、弁当やパスタ、デザートなどの主力商品をリニューアルし、より高品質・高単価な商品を導入することで客単価の底上げを進めております。さらには、顧客層の拡大を図ることを目的とした、他業種とのポイントカードの提携によるカード会員の囲い込みなど、各種サービスの強化も行っております。

このような状況のもと、当社グループのコンビニエンス・ストア事業におきましては、競合店舗との差別化を強化するために商品陳列棚を増やし品揃えの拡大を行ったほか、直営店のメリットを活かした売れ筋商品の情報共有を迅速に行うと共に、主力商品の発注量見直しにより、販売機会損失の改善に取り組んでまいりました。

また、当社が独自で導入している「クリーニング取次ぎサービス」や「数字選択式宝くじ」及び「宝くじ」の販売など、お客様の利便性向上を第一に考え

他店舗との差別化となるサービスの提供に努めることで、店舗運営力を高めてまいりました。

なお、出店及び閉店を各1店舗実施したことで、当連結会計年度末現在の加盟店を含む店舗数は111店舗となっております。また、平成26年春の消費増税後の買い控えの反動や、年間を通じて天候に恵まれたことなどから、既存店売上高前期比102.1%、既存店客数前期比101.6%と堅調に推移し、全店売上高につきましても、8月以降は前期を上回って推移いたしました。

この結果、当連結会計年度における業績は、コンビニエンス・ストア事業収入219億1百万円（対前期比1.4%増）、セグメント利益3億44百万円（対前期比58.3%増）となりました。

#### （マンションフロントサービス事業の概況）

マンション業界におきましては、新築マンション市場において購入者に都心回帰の動きが見られるなど、都心・好立地エリアの高額物件の販売が好調に推移し市場を牽引しておりますが、建築費の高騰による販売価格の上昇などから供給・販売が可能なエリアに制約が生じていることもあり、平成27年の首都圏のマンション発売戸数は2年連続で減少し、直近5年間で最も供給数が少なくなっており、引き続き低調に推移することが見込まれております。

このような状況のもと、当社グループのマンションフロントサービス事業におきましては、カーシェアリングなど共用施設の付加価値サービスに加え、イベントやカルチャー教室開催支援などの企画・提案力強化を推進していくことで、顧客満足の向上に取り組むと共に、ハウスクリーニングサービスや、おせち料理などの予約取次ぎにも注力したほか、パートを含めた全従業員に対し個人情報保護に関する教育を実施するなど、安心の確保に努めてまいりました。

また、平成27年夏より人材ビジネスの拡大を視野に入れ、新たに人材派遣サービスを開始いたしました。長年に亘りマンションフロントサービスで培ってきた組織力や人材育成ノウハウを活かしながら、派遣対象者の募集・研修を進め、当社グループのネットワークを活用した、取引先の更なる拡大に取り組んでおります。

なお、当連結会計年度末現在の総受託物件数は、新規受託マンション数は37件となる一方、解約物件が38件となったことで866件となりました。また、人材派遣サービスを開始したことによる先行経費負担が発生したほか、第35期に備品販売の成約案件があった反動から、セグメント利益は減益となっております。

この結果、当連結会計年度における業績は、マンションフロントサービス事業収入56億6百万円（対前期比0.0%増）、セグメント利益2億53百万円（対前期比17.1%減）となりました。

#### (クリーニング事業の概況)

クリーニング業界におきましては、衣料品の機能性向上と低価格化、服装のカジュアル化や団塊世代のリタイアの影響などを受けて、1世帯当たりのクリーニング支出額は年々減少しております。また、需要の減少だけでなく、溶剤価格や配送コストの上昇が続いている影響から、クリーニング所・取次店の閉鎖が進むなど、近年のクリーニング業界を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループのクリーニング事業におきましては、マンションフロントやコンビニエンス・ストア店舗での便利、かつ、高品質のクリーニングサービスを提供するほか、法人向けクリーニングでは社員寮や研修施設、ホテル関連の新規案件を獲得するなど、受託案件の拡大に取り組んでまいりました。

また、ハウスクリーニングサービスでは提携先を新たに関西圏へと拡大し、特に年末に向けたお掃除代行サービスの引き合いを多くいただいたほか、自社工場と商品管理センターによる、制服のクリーニングからメンテナンス、在庫管理までを一元管理するメリットを活かしたトータルサービスの拡大にも引き続き取り組んでおり、取引先の拡大を進めております。

なお、ユニフォームの一元管理サービスの提供先企業の一部が、制服のリニューアルに合わせて洗濯や管理の方法を変更した影響から、セグメント利益は減益となっております。

この結果、当連結会計年度における業績は、クリーニング事業収入11億44百万円（対前期比3.7%減）、セグメント利益46百万円（対前期比20.8%減）となりました。

#### (ホテル事業の概況)

「日常生活の便利さを提供できる会社になりたい」という企業理念のもと、新たなサービスとして提供してございましたホテル事業は、訪日外国人観光客数が過去最高を更新し、東京都心部を中心に引き続き需要が増加することが見込まれている現状を好機と捉え、第36期より事業の拡大に取り組んでおります。

平成21年秋に開業し、運営しておりますビジネスホテル「CVS・BAY HOTEL」におきましては、JR京葉線の市川塩浜駅に隣接し利便性の高い立地であることなどを評価いただき、稼働率は引き続き好調に推移しており、週末や繁忙期に発生していた満室による機会損失を解消すべく、平成27年12月中旬に隣接地に新館を建設し、本館と併せて提供客室数を約1.5倍に拡大いたしました。なお、新館では女性専用のユニット区画を併設し、通常の客室についても本館よりもゆとりのある広さとすることで、より高価格帯での販売を進めております。

さらに、平成27年夏から新たな宿泊サービスとして、ユニット型ホテルの運営を開始いたしました。都心部において、既存の賃貸オフィスビルを賃借したうえで、コンバージョンを行い、自社運営宿泊施設としてサービスを提供しております。1軒目となる「東京銀座BAY HOTEL」を平成27年7月下旬に開業したことに続き、「東京日本橋BAY HOTEL」を平成27年12月上旬に、「日本橋室町BAY HOTEL」を平成28年1月下旬に開業したことで、銀座・日本橋地区で約600ユニット規模でのサービスを提供してまいります。各施設では和モダンを基調とした内装、ゆとりある共有休憩スペースやパウダールームなどの設備を備えることで、ビジネス利用者だけでなく観光客や女性のお客様からもご好評いただいております。

また、平成27年12月下旬に東京都江東区にて開業いたしました「東京有明BAY HOTEL」では、近隣イベント会場にお越しのお客様のご利用も想定し、シックで清潔感のある内装のほか、駐車場を備えることで車利用の宿泊需要の取り込みも目指しております。なお、当施設におきましては、ユニット区画を男性専用として開業いたしました。が、稼働状況に伸び悩みが見られたことを受け、他施設において好調な女性のお客様の取り込みを狙い、3月中旬より1フロアを男性専用から女性専用フロアに改装しております。

今後も、認知度の向上や新たな需要の獲得に努めるほか、宿泊プランやサービス内容を充実させ、顧客満足度の向上に一層努めていくことで「BAY HOTEL」ブランドの価値向上に取り組むと共に、客室稼働率や単価の引き上げによる収益拡大に努めてまいります。

なお、当連結会計年度より「その他事業」に含まれていた「ホテル事業」について量的な重要性が増したことから報告セグメントの区分を変更しており、前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しており（以下、（その他事業の概況）においても同じ。）、セグメント利益は、平成28年5月開業予定施設を含めた、賃貸借契約手数料や開業前賃料の支払い、各種開業初期費用が発生したことに加え、一部の施設におきまして、開業後の稼働率の伸長に遅れが見られたことなどから、大幅に減少しております。

この結果、当連結会計年度における業績は、ホテル事業収入4億64百万円（対前期比71.7%増）、セグメント損失52百万円（前期は82百万円のセグメント利益）となりました。

#### (その他事業の概況)

その他事業といたしまして、保有もしくはコンビニエンス・ストア事業に関連した不動産賃貸管理のほか、ヘアカットサービス店舗やネットカフェ店舗の運営など、各種サービスの提供を行っております。

この結果、当連結会計年度における業績は、その他事業収入2億54百万円（対前期比2.3%増）、セグメント利益30百万円（対前期比7.5%増）となりました。

以上の施策の結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、営業総収入291億93百万円（対前期比1.6%増）、営業利益1億51百万円（対前期比34.3%減）、経常利益1億45百万円（対前期比48.0%減）となりました。また、当期純利益につきましては、コンビニエンス・ストア事業において、閉店実施予定店舗の見直しを行ったことから店舗閉鎖損失引当金戻入額を計上したほか、保有する店舗用不動産を売却したことに伴い固定資産売却益が発生したこと、連結納税開始に伴う税効果会計の影響により法人税等調整額を計上したことから、当期純利益1億98百万円（対前期比11.8%減）となりました。

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は19億65百万円であります。

その主なものは、「CVS・BAY HOTEL新館」を含むホテル施設5棟の開業に伴う建物や内装工事費及び各備品購入等のほか、コンビニエンス・ストア店舗設備の取得等によるものであります。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、「CVS・BAY HOTEL新館」のほか各ホテル施設の開業所要資金として、金融機関より長期借入金として18億20百万円の調達を実施したほか、平成17年秋に千葉市内のオフィスビルを購入した際の長期借入金の残金の借換えを実行いたしました。そのほか募集株式の発行及び社債発行等の特記すべき資金調達は行っておりません。

#### (4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

## (5) 対処すべき課題

当社グループの経営戦略及び対処すべき課題は以下のように考えております。

### ① コンビニエンス・ストア事業における収益力向上への対応

コンビニエンス・ストア事業は、大手チェーンによる都心部における出店意欲は引き続き強く、ミニスーパーも交えた企業間競争により、経営環境が一段と厳しくなっていくなかで、既存店の売上高を飛躍的に拡大させることが難しい状況であると考えております。

このような経営環境において、当社は平成24年3月よりコンビニエンス・ストア業界で店舗数第2位の株式会社ローソンとの企業フランチャイズ契約を締結し、「ローソン」ブランドによる店舗運営を営んでおりますが、消費行動の多様化や人手不足が進むこと等を踏まえ、店舗数よりも収益性を重視した運営体制を敷いております。今後は、各店舗において、これまでの当社運営店舗の強みである顧客・立地ニーズに合わせた品揃えの充実や独自サービスの提供を通じた、生活インフラとしての便利さの提供を再度強化させることにより、安定的な事業収益の確保に取り組むと共に、新規出店については物件候補を厳選し収益性の高い店舗のみ出店することで、着実な事業拡大を目指してまいります。

### ② ホテル事業の収益力向上への対応

当社は、平成21年秋よりビジネスホテルの運営事業に参入しておりますが、訪日外国人観光客数が過去最高を更新しているなかで、東京都心部を中心に引き続き需要が増加することが見込まれている現状を好機と捉え、平成27年夏よりホテル事業の拡大に取り組んでおります。

既存のビジネスホテルの隣接地に新館を開業したほか、新たな宿泊事業としてユニット型ホテルを銀座・日本橋エリア等に4施設開業いたしました。

新たに開業したビジネスホテル新館は、従来よりもゆとりのある部屋を高価格帯で販売していくことで、新たな収益基盤として成長させてまいります。

また、都心部における宿泊需要の多様化に対応すべく開始したユニット型ホテルでは、手頃な価格帯で「宿泊」を提供することで、より多くのお客様にご利用いただき、早期の収益確保が最重要な課題と認識しております。今後も知名度向上に努めることで需要の獲得を行うと共に、施設数の拡大を目指してまいります。

更なる事業拡大に向け「BAY HOTEL」ブランドの価値向上を実現させ、収益の確保、資産の有効活用、適正化を進めることで、財務面における影響も考慮した経営に取り組んでまいります。

### ③ グループ各社の収益基盤の拡大への対応

株式会社アスクにおいては、昨今新規マンションの着工件数が減少していることから、マンションフロントサービス事業のマーケット規模拡大に勢いが見られないことを受け、サービス内容の拡充やマンション分野以外への事業領域拡大を進めております。

マンションフロントでのおせち料理やお米等の予約商材の販売の強化に取り組んでいるほか、新たに開始した人材派遣サービスでは、派遣予定者に対して研修を行い、派遣先で必要なスキルを習得後に派遣を行うことや多言語に対応した人材の派遣を行うことで、より高付加価値な人材の派遣に取り組んでおります。

また、株式会社エフ・エイ・二四においては、これまでの当社コンビニ店舗での「クリーニング取次ぎサービス」の提供にとどまることなく、クリーニングやリネン事業における新規顧客開拓に努めると共に、自社クリーニング工場の有効活用を進めるほか、関係取引先工場とも連携を進め安定したサービス提供に努めてまいります。

### ④ 内部統制システムの構築及び運用について

当社グループでは、コンプライアンスを遵守した透明性の高い経営を行うことが企業価値の増大に寄与すると考え、グループ全体の内部監査業務を統括して実施できるよう体制を変更し、子会社を含めた社内体制の強化に努めております。

各コンビニ店舗、ホテル施設、マンションフロントにつきましては、内部監査室による監査を定期的を実施し、適正な運営を行うため必要に応じて指導及び是正勧告等を行っているほか、会計監査におきましても、監査役と会計監査人が相互に連携し監査を実施しております。さらに、子会社を含めた担当者の人事交流を定期的を実施することによって、課題事項の早期把握に努めることで、適正な業務運営を図っております。

また、税務及びその他の法令に関する判断等につきましては、顧問税理士及び顧問弁護士等と適時相談を行うことで、指導や助言を受けております。

今後とも、内部統制システム遵守を徹底すると同時に、体制の更なる強化を進めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第33期 (平成25年2月期)	第34期 (平成26年2月期)	第35期 (平成27年2月期)	第36期 (当連結会計年度) (平成28年2月期)
営業総収入(千円)	27,190,440	30,193,528	28,726,245	29,193,007
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△354,625	167,934	278,808	145,109
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△880,849	△878,733	225,186	198,526
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△17.84	△17.80	4.56	4.02
総資産(千円)	11,222,672	10,631,675	10,801,058	12,647,218
純資産(千円)	2,728,868	1,763,296	2,014,900	2,172,642

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 平成24年6月1日付で1株につき2株の株式分割を行いました。第33期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第33期 (平成25年2月期)	第34期 (平成26年2月期)	第35期 (平成27年2月期)	第36期(当期) (平成28年2月期)
加盟店を含む売上高(千円)	21,616,405	24,338,878	22,317,474	22,222,804
営業総収入(千円)	20,877,670	23,670,130	22,116,844	22,620,811
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△422,114	102,919	168,547	68,457
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△876,089	△906,646	192,776	190,881
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△17.75	△18.37	3.91	3.87
総資産(千円)	10,404,418	9,727,486	9,728,176	11,733,083
純資産(千円)	2,723,379	1,727,008	1,951,315	2,101,582

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 平成24年6月1日付で1株につき2株の株式分割を行いました。第33期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	議決権比率(%)	主な事業内容
株式会社アスク	157,000	100.0	マンションフロントサービス事業
株式会社エフ・エイ・二四	95,000	100.0	クリーニング等各種サービス事業

(8) 企業集団の主要な事業セグメント (平成28年2月29日現在)

当社グループは、コンビニエンス・ストア事業、マンションフロントサービス事業、クリーニング事業、ホテル事業及び、その他事業を行っております。

各事業の内容は以下のとおりであります。

① コンビニエンス・ストア事業

第33期より、株式会社ローソンとフランチャイズ契約を締結のうえ、東京都区内、千葉県内、神奈川県内において「ローソン」店舗ブランドによる、主に直営方式及び一部フランチャイズ方式による、コンビニエンス・ストア店舗運営及び店舗運営指導事業を行っております。

② マンションフロントサービス事業

マンションフロント(コンシェルジュ)サービス等

③ クリーニング事業

クリーニング取次ぎサービス、各種リネンサービス及びお掃除サービス

④ ホテル事業

千葉県内においてビジネスホテル2棟の運営、東京都内においてユニット型ホテル事業4棟の運営

⑤ その他事業

ヘアカット事業、ネットカフェ事業及び不動産賃貸業等

(9) 企業集団の主要拠点等 (平成28年2月29日現在)

① 本店：千葉県浦安市美浜一丁目9番2号

② 本社：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目7番1号

③ 店舗：加盟店を含むコンビニエンス・ストア店舗、ホテル施設の状況

地域	直営店	加盟店	合計	ホテル
東京都	65店	3店	68店	4棟
千葉県	41店	1店	42店	2棟
神奈川県	1店	0店	1店	0棟
計	107店	4店	111店	6棟

- (注) 1. 当事業年度のコンビニエンス・ストアの開閉店は、各1店舗であります。  
 2. 当事業年度のホテル施設の開業は、5棟であります。  
 3. 上記店舗のほか、千葉県内においてネットカフェ1店舗を運営しております。

- ④ 株式会社アスク本社：東京都港区虎ノ門一丁目17番1号  
 ⑤ 株式会社エフ．エイ．二四本店：千葉県浦安市美浜一丁目9番2号  
 ⑥ 株式会社エフ．エイ．二四本社：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目7番1号

(10) 使用人の状況（平成28年2月29日現在）

企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数
コンビニエンス・ストア事業	235 ( 583) 名
マンションフロントサービス事業	257 ( 901) 名
クリーニング事業	10 ( 17) 名
ホテル事業	13 ( 10) 名
その他事業	0 ( 5) 名
合計	515 (1,516) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、業務委託者並びにパート及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
248名	1名増	36.7歳	7.2年

(注) 上記の使用人のほか、業務委託者並びにパート及びアルバイトの当期中の平均人員は598名（前事業年度比18名減）であります。

(11) 主要な借入先（平成28年2月29日現在）

借入先	借入額
株式会社京葉銀行	3,080 <small>百万円</small>
株式会社三井住友銀行	1,345
株式会社みずほ銀行	1,182
株式会社千葉銀行	500
株式会社三菱東京UFJ銀行	15

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株
- (2) 発行済株式総数 50,640,000株
- (3) 株主数 3,089名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ユニシア	13,453,440株	27.3%
泉澤豊	8,458,720	17.1
泉澤摩利雄	2,170,800	4.4
中川一成	1,554,000	3.1
泉澤節子	1,436,000	2.9
株式会社京葉銀行	528,000	1.1
株式会社SBI証券	438,000	0.9
松下安郎	405,000	0.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	374,000	0.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	350,000	0.7

(注) 自己株式を1,275,934株保有しており、上記大株主から除外しております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成28年2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	泉澤 豊	(株式会社アスク代表取締役会長兼社長)
代表取締役社長	上山 富彦	営業本部長 (株式会社エフ・エイ・二四代表取締役専務) (株式会社アスク取締役)
取締役	土井 章博	CRE戦略本部長
取締役	泉澤 摩利雄	(株式会社アスク専務取締役)
取締役	金倉 義明	
常勤監査役	谷 英次	(株式会社エフ・エイ・二四監査役)
監査役	高岡 勝夫	
監査役	浅井 新一	(株式会社アスク監査役)

- (注) 1. 取締役のうち金倉義明氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち高岡勝夫氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役のうち浅井新一氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 常勤監査役谷英次氏は、当社において経理部長の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の支給額	定時株主総会決議による役員報酬年額
取締役 (うち社外取締役)	5 (1)	42,840 千円 (2,640 千円)	年額160,000千円以内 (平成21年5月27日決議)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	13,080 千円 (4,080 千円)	年額 60,000千円以内 (平成18年5月29日決議)
合計 (うち社外役員)	8 (3)	55,920 千円 (6,720 千円)	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、上記金銭報酬額のほかに非金銭報酬部分として年額40,000千円を平成21年5月27日開催の第29期定時株主総会において決議いただいておりますが、当事業年度における支給実績はありません。  
 3. 上記のほか、社外監査役が当社の子会社から受けた報酬等の総額は1,300千円であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況と当社と当該他の法人等との関係

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
取締役	金倉 義明	—	—
監査役	高岡 勝夫	—	—
監査役	浅井 新一	株式会社アスク監査役	子会社

- ②会社または会社の特定関係先事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係  
該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役	金倉 義明	当事業年度開催の定例取締役会12回、臨時取締役会1回の全てに出席し、食品メーカーでの元取締役の経験に基づき、重要な決議や報告事項に関し、経営の客観性・中立性の立場に立った意見を述べております。 また、毎月開催される店舗運営グループの全体会議に常勤監査役と共に出席しているほか、定期的に店舗巡回を実施することで、当社主力事業であるコンビニ部門の業務の取り組み状況や課題を共有し、必要に応じ意見を述べております。
監査役	高岡 勝夫	当事業年度開催の定例取締役会12回、臨時取締役会1回、監査役会12回の全てに出席しました。証券会社の元役員の経験と見識に基づき、当社の経営全般の監査に関し発言を行っております。 また、毎月開催される店舗運営グループの研修に出席するほか、店舗往査を継続実施し、社員教育への取り組み状況や課題を共有し、必要に応じ意見を述べております。 なお、監査役会においても業務の適正性を確保するために、主に経営判断の根拠資料の妥当性に関する発言を行っております。
監査役	浅井 新一	当事業年度開催の定例取締役会12回、臨時取締役会1回、監査役会12回の全てに出席しました。サービス業やリネンサプライ業で培われた見識や、経営者としての経験に基づき、経営全般の監査に関し発言を行っております。 また、毎月開催される子会社での経営会議に出席し、子会社2社を含めたサービス分野における取り組み状況や、リネン工場を往査することで課題を共有し、必要に応じ意見を述べております。 なお、監査役会においても往査結果の共有やオペレーション状況の妥当性に関する内容を中心とした発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

- a. 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は同法第425条第1項に定めるいずれか高い金額としております。
- b. 当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める金額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

優成監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

19,000千円

#### ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19,000千円

(注) 報酬等の額は当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、過年度における業務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または、不信任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は「CVSベイエリアグループ行動基準」を定め、役員及び従業員が法令及び定款等を遵守して行動するよう、周知を図る。
  - ② 当社は、法令及び定款等に違反した行為が行われた場合または行われようとした場合に、役員及び従業員が通報もしくは相談ができる「ヘルプライン」を設け、周知徹底する。
  - ③ 前項の通報もしくは相談を行った者に対し、不利益な取扱いをしない。
  - ④ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制を整備し、適時運用評価を行うものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、取締役会の議事録、決裁書等取締役の職務の執行を記録する文書の保存・管理を、法令及び「文書管理規程」に基づいて行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社は、社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスク管理推進責任者にCRE戦略本部長を任命し、当社グループ全体の経営活動にまつわるリスクの洗い出しと、その軽減に努めると共に「リスク管理規程」を整備する。
  - ② 当社は、有事の際には、社長を本部長とした「危機対策本部」を設置して、危機管理にあたる。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 当社及び子会社は、取締役会を月1回定例で開催することを基本とし、必要に応じ臨時に開催のうえ、法令・定款及び「取締役会規程」に従い重要事項の審議・決定並びに取締役の職務執行に関する報告を行う。
  - ② 当社及び子会社は、取締役会の決定に基づく職務の執行について、「組織規程」「職務権限規程」にその責任と権限を定める。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 「CVSベイエリアグループ行動基準」に従い、当社及び子会社を含めたベイエリアグループ各社の経営の自主性や企業文化を尊重しつつ、実効ある社内体制の整備と企業理念の徹底を図る。
  - ② 当社は、子会社に対し「ヘルプライン」及びリスク管理体制を当社と共に横断的に運用し、業務の適正を確保する。
  - ③ 内部監査室が当社及び子会社を含めた当社グループ全体の内部監査を定期的に行う。
  - ④ 当社は、「関係会社管理規程」において、子会社の業務の適正を管理する部門を定め、適時監督を行う。

(6) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「CVSバイエリアグループ行動基準」に基づき、反社会的勢力との一切の関係を排除するための社内体制を定め、遵守して行動するよう、周知徹底する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、直ちに協議し対応するものとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めに応じて配置する使用人の任命、異動、評価、懲戒処分は監査役会の事前の同意を得て行い、当該使用人の取締役からの独立を確保する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社取締役または従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるときは、すみやかに監査役会へ報告する。
- ② 監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席し報告を受けると共に、必要に応じて取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
- ③ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に報告会を開催すると共に、会計監査人と適宜情報の交換を行う等連携を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

前記業務の適正を確保するための体制に基づいて、当連結会計年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制について

リスク・コンプライアンス委員会を4回開催し、重点確認事項に関し、主管部署から報告を受けたほか、インサイダー取引に関する社内勉強会の開催や、個人情報保護に関する教育を実施いたしました。

また、ヘルプライン制度の仕組みをコンビニ店舗スタッフに再度社内周知を実施することで、内部通報体制の強化を図っております。

なお、役員等に不適正な関連当事者取引が無いことを確認しております。

## (2) リスク管理体制について

リスク・コンプライアンス委員会を4回開催し、リスク情報の収集及び主管部署の対応状況の確認を行うことで、リスクの最小化に努めてまいりました。

また、新たに事業を開始したユニット型ホテルにおいて、防災対策の確認を実施したほか、定期開催の社内会議や研修の場において、リスク事案の再確認を定期的にも実施しております。

## (3) グループ会社を含めた経営管理体制について

当連結会計年度におきましては、定例取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催いたしました。定例取締役会では、月次決算及び各部門業務に関する報告が行われているほか、子会社の取締役も参加のうえで業務報告を行うことで、取締役間の意思疎通を図るだけでなく、監査役間での情報共有を図り、適正な取締役会の運営に努めました。

また、子会社で毎月1回行われている経営会議には、内部監査部門の責任者が監査役と共に出席しているほか、経営管理部門においても社内情報システムを活用し報告内容を確認し、必要に応じて関連会議に参加することで、適切な対応を行っております。

## (4) 取締役の職務執行について

当社及び各グループ各社は、取締役会を定例で開催し、また必要に応じて臨時取締役会を適時開催し速やかな業務報告体制を整えると共に、監査役が取締役の業務執行の状況把握を随時行えるよう努めております。

また、事業規模の大きさに応じて執行役員制度を導入し、複数名の執行役員を任命することで一定の権限、監督機能を委譲し、取締役が適正な業務執行を行えるよう支援体制を設けております。

## (5) 監査役の職務執行について

監査役は、取締役会に参加するほか、毎週開催されるコンビニ事業の全体会議や、マンションフロントサービス事業の経営会議へ出席し情報取集を定期的に行っているほか、リスク・コンプライアンス委員会にも参加しております。

また、社長決裁稟議等の業務執行に係る重要書類を閲覧し、業務執行状況を監査すると共に、会計監査人との連携も適時行っております。

## (6) 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制評価の実施について

内部監査体制については、内部監査計画に基づき店舗、部店含めた業務監査を実施し、内部監査結果は取締役及び監査役のほか、被監査部門へのフィードバックを行い、必要に応じて改善指示、是正計画の策定・実施を行うことで、適正な業務体制維持に努めております。

財務報告に係る内部統制につきましても、引き続き財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を認識し、統制環境のモニタリングを行っております。

また、ホテル事業の拡大に対応した業務監査体制の構築に努めております。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項及び第460条第1項に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。

#### (1) 剰余金の配当等に関する中長期的な方針

当社は、これまで株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして認識し、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保の充実を考慮した上で、剰余金の配当や自己株式の取得を実施してまいりました。

なかでも、剰余金の配当につきましては、株主のみなさまへ安定配当を行うことを基本とし、各事業年度の業績、財務体質の強化、今後のグループ事業戦略等を考慮の上、配当性向を勘案し、利益還元を引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、自己株式の取得につきましても、株主に対する有効な利益還元の一つと考えております。一時期、単元保有株主数が2,000名前後で推移していたため実施を見送っておりましたが、株価の動向や財務状況、資金需要等を考慮しながら適切に対応してまいります。

なお、当面は内部留保の確保に努める一方、上記の基本方針を遵守した利益還元を実施してまいります。

#### (2) 当事業年度の剰余金の配当等の理由

上記の基本方針に基づき、当期につきましては、成長性、収益性の高い事業分野への投資を行うことが、株主利益の最大化につながると判断し、積極的な設備投資を実行したことを受け、安定配当として1株につき1円00銭の期末配当金を株主のみなさまへの利益配分として実施させていただきました。

- ~~~~~
- (注) 1. 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。  
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,854,510</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,873,058</b>
現金及び預金	2,008,117	買掛金	242,355
加盟店貸勘定	3,359	短期借入金	2,100,000
売掛金	482,837	1年内返済予定の長期借入金	407,937
有価証券	279,435	未払金	446,331
商品	503,462	未払費用	177,371
前払費用	140,203	未払法人税等	74,617
繰延税金資産	151,210	未払消費税等	63,425
未収入金	136,984	預り金	2,061,956
未収還付法人税等	8,098	前受収益	22,490
未収還付消費税等	92,641	賞与引当金	73,494
その他	48,595	店舗閉鎖損失引当金	131,831
貸倒引当金	△436	資産除去債務	15,192
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,792,707</b>	その他	56,054
<b>有形固定資産</b>	<b>4,537,488</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,601,517</b>
建物	2,385,170	長期借入金	3,615,069
構築物	12,629	長期未払金	9,284
工具器具備品	470,529	退職給付に係る負債	117,468
機械装置及び運搬具	13,649	資産除去債務	487,165
土地	1,652,679	長期預り保証金	372,530
建設仮勘定	2,830	<b>負 債 合 計</b>	<b>10,474,575</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>312,384</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
のれん	242,593	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,148,562</b>
ソフトウェア	36,582	資本金	1,200,000
電話加入権	22,664	資本剰余金	164,064
その他	10,544	利益剰余金	908,894
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,942,833</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△124,397</b>
投資有価証券	232,325	その他の包括利益累計額	24,080
長期前払費用	10,132	その他有価証券評価差額金	24,080
繰延税金資産	57,216	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,172,642</b>
敷金及び保証金	1,006,492	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>12,647,218</b>
投資不動産	2,636,427		
その他	240		
<b>資 産 合 計</b>	<b>12,647,218</b>		

# 連結損益計算書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
営業総収入		
売上高	21,411,037	
加盟店からの収入	85,952	
その他の営業収入	7,696,017	29,193,007
営業原価		20,793,353
営業総利益		8,399,654
販売費及び一般管理費		8,247,963
営業利益		151,691
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,984	
投資事業組合運用益	42,302	
不動産賃貸料	338,998	
その他	19,176	411,462
営業外費用		
支払利息	43,810	
有価証券運用損	55,728	
不動産賃貸費用	310,271	
その他	8,232	418,043
経常利益		145,109
特別利益		
店舗閉鎖損失引当金戻入額	82,328	
固定資産売却益	36,654	118,983
特別損失		
店舗閉鎖損失	2,186	
減損損失	15,214	17,401
税金等調整前当期純利益		246,691
法人税、住民税及び事業税	96,137	
法人税等調整額	△47,971	48,165
少数株主損益調整前当期純利益		198,526
当期純利益		198,526

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,200,000	164,064	759,732	△124,333	1,999,464
当期変動額					
剰余金の配当			△49,364		△49,364
当期純利益			198,526		198,526
自己株式の取得				△63	△63
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	149,161	△63	149,098
当期末残高	1,200,000	164,064	908,894	△124,397	2,148,562

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	15,436	2,014,900
当期変動額		
剰余金の配当		△49,364
当期純利益		198,526
自己株式の取得		△63
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	8,644	8,644
当期変動額合計	8,644	157,742
当期末残高	24,080	2,172,642

〔連結注記表〕

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

- (1) 連結子会社の数                    2社
- (2) 連結子会社の名称                株式会社アスク  
株式会社エフ．エイ．二四

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. 売買目的有価証券

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(売却原価は移動平均法により算定)

b. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

商品

売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

定額法

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4年～39年
工具器具備品	3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

a. ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

b. その他

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③ 店舗閉鎖損失引当金

翌連結会計年度の店舗閉鎖に伴って発生すると見込まれる損失額を計上しております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

##### ② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。

なお、償却年数は5年～10年間であります。

##### ③ 連結納税制度の適用

当社及び連結子会社は、平成29年2月期より連結納税制度を適用することについて、国税庁長官の承認を受けました。そのため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会実務対応報告第5号 平成27年1月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会実務対応報告第7号 平成27年1月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

## 【会計方針の変更に関する注記】

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度から適用しておりますが、簡便法を適用しているため、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しによる変更はありません。

この結果、当連結会計年度の損益及び利益剰余金に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、従来、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)以外の有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く)の減価償却の方法について定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法へ変更しております。

この変更は、ホテル事業の拡大や新たな宿泊施設サービスへの参入に向けた設備投資を契機に、有形固定資産の使用実態を見直した結果、当社及び連結子会社の有形固定資産に対する投資効果が使用期間内に渡り平均的かつ安定的であると見込まれることから、取得原価を均等に期間配分することが合理的であると判断したことによるものであります。

この変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業総利益が2,163千円、営業利益が86,521千円、経常利益及び税金等調整前当期純利益が89,618千円それぞれ増加しております。

## 【連結貸借対照表に関する注記】

1. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。	
2. 有形固定資産の減価償却累計額	968,759千円
3. 投資不動産の減価償却累計額	385,818千円
4. 担保に供している資産	
建物	874,979千円
土地	106,713千円
投資不動産	2,636,427千円
	計 3,618,121千円

担保に係る債務	1年内返済予定の長期借入金	216,287千円
	長期借入金	2,505,719千円
	計	2,722,006千円

## 【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

- 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	50,640	—	—	50,640

- 自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	1,275	0	—	1,275

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の取得によるものであります。

- 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年4月8日 取締役会	普通株式	49,364千円	1.00円	平成27年2月28日	平成27年5月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度に属するもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年4月11日 取締役会	普通株式	49,364千円	利益剰余金	1.00円	平成28年2月29日	平成28年5月12日

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは設備投資計画に照らして、必要な資金を主として銀行借入により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に売買目的有価証券、業務上の関係を有する企業の株式及び事業投資組合出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

賃貸借物件に係る敷金及び保証金は差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後20年であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、所轄部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

項 目	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,008,117	2,008,117	—
(2) 加盟店貸勘定	3,359	3,359	—
(3) 売掛金	482,837	482,837	—
(4) 未収入金	136,984	136,984	—
(5) 未収還付法人税等	8,098	8,098	—
(6) 未収還付消費税等	92,641	92,641	—
(7) 有価証券	279,435	279,435	—
(8) 投資有価証券(その他有価証券)	153,784	153,784	—
(9) 敷金及び保証金	82,271	82,458	187
資産合計	3,247,530	3,247,717	187
(1) 買掛金	242,355	242,355	—
(2) 短期借入金	2,100,000	2,100,000	—
(3) 未払金	446,331	446,331	—
(4) 未払法人税等	74,617	74,617	—
(5) 未払消費税等	63,425	63,425	—
(6) 預り金	2,061,956	2,061,956	—
(7) 長期借入金 (※)	4,023,006	4,033,741	10,734
(8) 長期未払金	9,284	9,352	68
負債合計	9,020,976	9,031,779	10,802

(※) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1)現金及び預金、(2)加盟店貸勘定、(3)売掛金、(4)未収入金、  
(5)未収還付法人税等、(6)未収還付消費税等

これらの時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に  
ほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (7)有価証券、(8)投資有価証券(その他有価証券)

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託に  
ついては、基準価格によっております。

- (9)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、建設協力金等の一定期間に渡り回収  
が予定されているものについてのみ、その将来キャッシュ・フローを国債  
の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定して  
おります。

負 債

- (1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等、  
(5)未払消費税等、(6)預り金

これらの時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に  
ほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (7)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映さ  
れ、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価  
は帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、  
同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によ  
り算定しております。

- (8)長期未払金

長期未払金の時価については、一定期間に渡り返済が予定されており、  
将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り  
引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

項	目	連結貸借対照表計上額
(1) 非上場株式	(※)1	78,540
(2) 敷金及び保証金	(※)2	924,221
(3) 長期預り保証金	(※)2	372,530

(※) 1 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、(8)投資有価証券（その他有価証券）には含めておりません。

(※) 2 市場価格がなく、入居から退去までの預託期間を算定することが困難であることから、キャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を算定することが極めて困難であるため、時価開示の対象としておりません。

#### 【資産除去債務関係】

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に店舗の土地・建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年～20年と見積り、割引率は0.61%～1.75%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	296,106千円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	206,843千円
時の経過による調整額	3,973千円
資産除去債務の履行による減少額	△4,565千円
期末残高	502,357千円

【賃貸等不動産に関する注記】

当社は、千葉県及び東京都において、賃貸用オフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。

これらの賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
4,018,636	△35,380	3,983,255	3,375,155

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったもの)、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて調整した金額によっております。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

また、賃貸等不動産に関する平成28年2月期における損益は次のとおりであります。

(単位：千円)

賃 貸 収 益	賃 貸 費 用	差 額	その他 (売却損益等)
399,184	336,519	62,664	—

(注) 主な賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 44円01銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 4円02銭  |

# 貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,465,907</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,034,757</b>
現金及び預金	1,244,142	買掛金	23,137
加盟店貸勘定	3,359	短期借入金	2,100,000
有価証券	279,435	1年内返済予定の長期借入金	407,937
商品	443,536	未払金	79,165
前払費用	127,422	未払費用	149,083
繰延税金資産	147,083	未払法人税等	40,453
未収入金	116,521	預り金	2,007,616
未収還付法人税等	8,098	前受収益	11,520
未収還付消費税等	92,641	賞与引当金	70,800
その他	3,764	店舗閉鎖損失引当金	130,331
貸倒引当金	△100	資産除去債務	10,464
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,267,175</b>	その他	4,246
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,504,884</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,596,743</b>
建物	2,371,566	長期借入金	3,615,069
構築物	12,629	長期未払金	9,284
車両運搬具	0	資産除去債務	479,939
工具器具備品	465,178	長期預り保証金	374,982
土地	1,652,679	退職給付引当金	117,468
建設仮勘定	2,830	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,631,500</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>44,843</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
のれん	2,400	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,077,363</b>
ソフトウェア	13,849	資本金	1,200,000
電話加入権	18,404	資本剰余金	164,064
その他	10,190	資本準備金	164,064
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,717,447</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>837,695</b>
投資有価証券	78,540	利益準備金	135,935
関係会社株式	976,570	その他利益剰余金	701,760
長期前払費用	9,964	別途積立金	200,000
繰延税金資産	55,802	繰越利益剰余金	501,760
敷金及び保証金	959,901	<b>自 己 株 式</b>	<b>△124,397</b>
投資不動産	2,636,427	評価・換算差額等	24,219
その他	240	その他有価証券評価差額金	24,219
<b>資 産 合 計</b>	<b>11,733,083</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,101,582</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>11,733,083</b>

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 損 益 計 算 書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業総収入		
売上高	21,411,037	
加盟店からの収入	85,952	
その他の営業収入	1,123,821	22,620,811
営業原価		15,733,495
営業総利益		6,887,315
販売費及び一般管理費		6,850,071
営業利益		37,243
営業外収益		
受取利息及び配当金	41,576	
投資事業組合運用益	42,302	
不動産賃貸料	344,083	
その他	15,961	443,924
営業外費用		
支払利息	43,810	
有価証券運用損	55,728	
不動産賃貸費用	310,271	
その他	2,899	412,710
経常利益		68,457
特別利益		
店舗閉鎖損失引当金戻入額	83,828	
固定資産売却益	36,654	120,483
特別損失		
店舗閉鎖損失	2,186	
減損損失	15,214	17,401
税引前当期純利益		171,539
法人税、住民税及び事業税	30,086	
法人税等調整額	△49,428	△19,342
当期純利益		190,881

## 株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,200,000	164,064	135,935	200,000	360,243	696,178
当期変動額						
剰余金の配当					△49,364	△49,364
当期純利益					190,881	190,881
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	141,516	141,516
当期末残高	1,200,000	164,064	135,935	200,000	501,760	837,695

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△124,333	1,935,910	15,405	1,951,315
当期変動額				
剰余金の配当		△49,364		△49,364
当期純利益		190,881		190,881
自己株式の取得	△63	△63		△63
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			8,813	8,813
当期変動額合計	△63	141,453	8,813	150,267
当期末残高	△124,397	2,077,363	24,219	2,101,582

〔個別注記表〕

【重要な会計方針に係る事項に関する注記等】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 売買目的有価証券

決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(売却原価は移動平均法により算定)

② 子会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

a. 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く)

定額法

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	4～39年
工具器具備品		3～15年

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

### ① のれん

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却年数は5年であります。

### ② ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### ③ その他

定額法

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (4) 長期前払費用

定額法

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（簡便法により自己都合要支給額）を計上しております。

### (4) 店舗閉鎖損失引当金

翌事業年度の店舗閉鎖に伴って発生すると見込まれる損失額を計上しております。

## 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

## 【会計方針の変更に関する注記】

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度から適用しておりますが、簡便法を適用しているため、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しによる変更はありません。

この結果、当事業年度の損益及び利益剰余金に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、従来、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)以外の有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く)の減価償却の方法について定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法へ変更しております。

この変更は、ホテル事業の拡大や新たな宿泊施設サービスへの参入に向けた設備投資を契機に、有形固定資産の使用実態を見直した結果、当社の有形固定資産に対する投資効果が使用期間内に渡り平均的かつ安定的であると見込まれることから、取得原価を均等に期間配分することが合理的であると判断したことによるものであります。

この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業総利益が396千円、営業利益が83,925千円、経常利益及び税引前当期純利益が87,023千円それぞれ増加しております。

## 【貸借対照表に関する注記】

1. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 864,086千円
3. 投資不動産の減価償却累計額 385,818千円
4. 関係会社に対する短期金銭債権 1,620千円
5. 関係会社に対する短期金銭債務 10,250千円
6. 関係会社に対する長期金銭債務 2,451千円
7. 担保に供している資産
 

建物	874,979千円
土地	106,713千円
投資不動産	2,636,427千円
計	3,618,121千円

担保に係る債務	1年内返済予定の長期借入金	216,287千円
	長期借入金	2,505,719千円
	計	2,722,006千円

## 【損益計算書に関する注記】

1. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との営業取引高 141,905千円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高 41,149千円

## 【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	50,640	—	—	50,640

3. 自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,275	0	—	1,275

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の取得によるものであります。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	573,868千円
投資有価証券運用損	4,681千円
減損損失	32,619千円
未払事業税	2,897千円
店舗閉鎖損失引当金	43,087千円
未払費用	37,823千円
賞与引当金	23,406千円
貸倒引当金	32千円
退職給付引当金	37,895千円
資産除去債務	158,204千円
その他	8,946千円
繰延税金資産小計	923,462千円
評価性引当額	△611,039千円
繰延税金資産合計	312,423千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,533千円
資産除去債務に対応する除去費用	△98,003千円
繰延税金負債合計	△109,537千円
繰延税金資産の純額	202,885千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.64%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.38%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.45%
住民税均等割	17.54%
評価性引当額の増減	△24.54%
税率変更等による期末繰延税金資産の減額修正	34.49%
連結納税適用による影響	△70.02%
その他	2.69%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△11.28%

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が引き下げられ、事業税率（所得割）が段階的に引き下げられることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成28年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成29年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.26%へ変更となりました。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年3月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額、平成30年3月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額となりました。

なお、この変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は59,168千円減少、法人税等調整額（借方）は59,168千円増加しております。

### 4. 決算日後に法人税等の税率変更があった場合のその内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の32.26%から30.86%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、従来の32.26%から30.62%に変更される見込みです。

また、欠損金の繰越控除制度が平成29年3月1日に開始する事業年度の繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額、平成30年3月1日に開始する事業年度の繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額、平成31年3月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得金額の100の50相当額が控除限度額となります。

なお、税率変更等による影響額は軽微であります。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

リース取引開始日が改正リース会計基準適用開始日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として本社におけるコピー機等（工具器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却方法

「【重要な会計方針に係る事項に関する注記等】 2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(3) オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	13,200千円
1年超	26,400千円
合計	39,600千円

## 【関連当事者との取引に関する注記】

## 1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を有している会社	株式会社ユネシア	千葉県市川市	10,000	不動産賃貸・管理業他	被所有直接27.3%	不動産の賃借	賃借料の支払	18,000	前払費用	1,620
									敷金及び保証金	1,600

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産の賃貸価格については、近隣家賃等を参考に決定しております。

## 2. 関係会社との取引

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社エフ.エイ.二四	千葉県浦安市	95,000	サービス業	所有直接100.0%	役務の受入 資金の援助 役員の兼任	資金の回収(注)1	42,000	—	—
							利息の受取(注)1	154	—	—
子会社	株式会社アスク	東京都港区	157,000	サービス業	所有直接100.0%	役員の兼任	受取配当金(注)2	34,080	—	—

(注) 1. 株式会社エフ.エイ.二四に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、当該貸付金は、平成27年5月29日に全額返済を受けております。

2. 株式会社アスクからの受取配当金については、1株当たり6,000円の配当を受け取っております。

## 【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額

42円57銭

2. 1株当たり当期純利益

3円87銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月25日

株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 松 亮 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 野 潤 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリアの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、従来、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）以外の有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）の減価償却方法について、定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月25日

株式会社シー・ヴィ・エス・バイエリア  
取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 松 亮 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 野 潤 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シー・ヴィ・エス・バイエリアの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、従来、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）以外の有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）の減価償却方法について、定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、また、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月26日

株式会社シー・ヴィ・エス・バイエリア  
監査役会

常勤監査役 谷 英 次 ㊟

監 査 役 高 岡 勝 夫 ㊟

監 査 役 浅 井 新 一 ㊟

(注) 監査役高岡勝夫及び監査役浅井新一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 株式併合、単元株式数の変更の件

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）を維持して当社株式を株主のみなさまに安定的に保有いただくために、株式併合を実施するものであります。

##### (2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率

平成28年9月1日をもって、平成28年8月31日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

③株式併合により減少する株式数（平成28年2月29日現在）

株式併合前の発行済み株式総数	50,640,000	株
株式併合により減少する株式数	45,576,000	
株式併合後の発行済み株式総数	5,064,000	

※ 「株式併合により減少する株式数及び株式併合後の発行済み株式総数」は、株式併合前の発行済み株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

④株式併合による影響等

株式併合により、発行済み株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動等他の要因を除けば、当社の株式の資産価値に変動はありません。

### (3) 株式併合により減少する株主数

平成28年2月29日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

区 分	株 主 数 ( 割 合 )	所 有 株 式 数 ( 割 合 )
全 株 主	3,089 名 (100.00%)	50,640,000 株 (100.0%)
10株未満所有株主 (1～9株式保有)	377 名 (12.20%)	696 株 (0.00%)
10株以上所有株主	2,712 名 (87.80%)	50,639,304 株 (100.00%)

※上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満のみご所有の株主様377名（所有株式数の合計696株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買い取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

### (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### (5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済み株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成28年9月1日）をもって、発行可能株式総数を減少いたします。

変 更 前 の 発 行 可 能 株 式 総 数	変 更 後 の 発 行 可 能 株 式 総 数 (平成28年9月1日付)
90,000,000 株	12,000,000 株

### (6) 株式併合の条件

なお、本議案の効力の発生については、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 単元株式数の変更

### (1) 単元株式数の変更理由

上記「1. (1)株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

### (2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### (3) 変更日

平成28年9月1日

#### (4) 単元株式数の変更の条件

なお、本議案の効力の発生については、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 第1号議案「1. (1)株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合の実施と共に、株式併合に合わせて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更すると共に、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第7条（単元株式数）を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成28年9月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって附則を削除するものといたします。

(2) 公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむ得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

(3) 取締役会の監督機能の強化及びガバナンス体制の一層の強化を図ると共に、経営の透明性と効率性を高めることを目的として、平成27年5月1日に施行されました「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により新たな機関設計として選択可能となった監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

つきましては、これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除及び、取締役会に関する規定に所要の変更を行うものであります。

(4) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条を変更するものであります。

なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、上記(2) (3) (4)の変更は、本定時株主総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(5) 上記各変更に伴う条数の変更を行うと共に、文言の整備等の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>90,000,000株とする。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第 18 条 取締役の選任は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>12,000,000株とする。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は、<u>9 名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第 18 条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第21条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 取締役が、取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第22条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(選任)</u></p> <p>第23条 <u>監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第24条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>3. 取締役が、取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の<u>意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>(取締役の報酬等)</u></p> <p>第22条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、監査等委員である取締役と区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第25条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第26条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第23条 <u>監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を若干名選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会)</p> <p>第24条 <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第25条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>(<u>選任</u>)</p> <p>第26条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第27条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会で再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第<u>6</u>章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</p> <p style="text-align: center;">(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第<u>27</u>条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）、<u>監査役（監査役であった者を含む）</u>及び会計監査人（会計監査人であった者を含む）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は240万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>3. 当社は、<u>社外監査役及び会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(報酬)</p> <p>第<u>28</u>条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、全ての代表取締役）が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第<u>7</u>章 取締役及び会計監査人の責任免除</p> <p style="text-align: center;">(責任免除)</p> <p>第<u>29</u>条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</u></p> <p>3. 当社は、<u>会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="325 241 568 277">第7章 計算</p> <p data-bbox="146 313 608 349">第28条～第32条 (条文省略)</p> <p data-bbox="400 400 496 436">(新設)</p>	<p data-bbox="970 241 1211 277">第8章 計算</p> <p data-bbox="783 313 1275 349">第30条～第34条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1027 400 1134 436">附 則</p> <p data-bbox="804 472 1378 508"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="783 524 1401 987"> <u>第1条 当社は、取締役会の決議によ</u>  <u>って、第36期定時株主総会終結前</u>  <u>の社外監査役(社外監査役であっ</u>  <u>た者を含む)の行為に関する会社</u>  <u>法第423条第1項の責任を限定す</u>  <u>る契約については、なお、同定時</u>  <u>株主総会の終結に伴う変更前の定</u>  <u>款第27条第3項の定めるところに</u>  <u>よる。</u> </p> <p data-bbox="804 1023 1246 1059"><u>(定款一部変更の効力発生日)</u></p> <p data-bbox="783 1075 1401 1379"> <u>第2条 第6条、第7条の変更は、平成</u>  <u>28年5月27日開催の第36期定時株</u>  <u>主総会の議案に係る株式併合の効</u>  <u>力発生日である、平成28年9月1</u>  <u>日をもって効力が発生するものと</u>  <u>する。</u> </p> <p data-bbox="884 1395 1401 1541"> <u>なお、本附則第2条は、当該株</u>  <u>式併合の効力発生日をもってこれ</u>  <u>を削除する。</u> </p>

### 3. 定款変更の条件

平成28年5月27日開催予定の第36期定時株主総会において、第1号議案「株式併合、単元株式数の変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役全員5名が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いづみさわ ゆたか 泉 澤 豊 (昭和20年11月28日生)	昭和42年4月 片倉工業株式会社入社 昭和44年4月 株式会社ジュン入社 昭和45年5月 株式会社ハリケン取締役就任 昭和48年10月 株式会社ユネイシア設立代表取締役社長就任（現任） 昭和56年2月 シビルサービス株式会社（現株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア）設立代表取締役社長就任 平成8年12月 株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア（平成10年2月1日当社と合併）設立代表取締役社長就任 平成10年2月 当社代表取締役社長就任 平成24年3月 当社代表取締役会長就任（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社アスク代表取締役会長兼社長	株  8,458,720
2	かみやま とみひこ 上山 富彦 (昭和29年12月9日生)	平成元年4月 シビルサービス株式会社（現株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア）入社 平成3年12月 同社代表取締役社長就任 平成8年12月 株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア（平成10年2月1日当社と合併）設立取締役開発部長就任 平成10年2月 当社取締役営業部長就任 平成13年4月 当社取締役開発部長就任 平成14年5月 当社常務取締役開発部長就任 平成15年10月 当社常務取締役営業部長就任 平成18年5月 当社常務取締役特命事項管掌就任 平成21年5月 当社取締役C I O 経理部管掌 F A 2 4管掌就任 平成24年3月 当社常務取締役C I O 管理本部長 F A 2 4管掌就任 平成26年3月 当社常務取締役C I O 営業本部長 F A 2 4管掌就任 平成26年5月 当社代表取締役社長兼営業本部長就任（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社エフ・エイ・二四代表取締役専務 株式会社アスク取締役	281,600

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 株
3	どいあきひろ 土井章博 (昭和43年9月30日生)	平成4年4月 セック株式会社入社 平成9年8月 当社入社 平成15年10月 当社開発部次長就任 平成19年5月 当社開発部長就任 平成21年5月 当社取締役開発部長就任 平成24年3月 当社取締役営業本部長就任 平成26年3月 当社取締役C R E戦略本部長就任 (現任)	10,000
4	いづみさわ まりお 泉澤 摩利雄 (昭和47年8月21日生)	平成7年4月 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン入社 平成10年3月 当社入社 平成14年4月 当社営業部長就任 平成15年4月 当社執行役員営業部長就任 平成15年10月 当社執行役員開発部次長就任 平成19年5月 当社取締役経理部長就任 平成21年5月 当社取締役営業部長就任 平成24年3月 当社代表取締役社長就任 平成26年3月 当社代表取締役社長兼管理本部長就任 平成26年5月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アスク専務取締役	2,170,800
5	たかはし なおと 高橋尚人 (昭和31年10月5日生)	昭和51年12月 P R映画製作会社入社 昭和55年12月 不動産仲介会社入社 昭和63年10月 同社代表取締役就任(現任)	2,000

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 候補者高橋尚人氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 社外取締役候補者の選任理由について  
高橋尚人氏は、一般社団法人千葉県宅地建物取引協会において役員を歴任される等不動産に関して培われた豊富な経験と幅広い見識を、当社が手掛ける事業全般に対するご意見、ご指摘をいただき、その適法性確保のために同氏の豊富な実務経験を發揮していただくため選任をお願いするものであります。  
4. 責任限定契約について  
高橋尚人氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを前提として、当社と高橋氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	たに えいじ 谷 英次 (昭和26年11月29日生)	昭和56年9月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 昭和63年9月 株式会社ユネシア入社 営業部長就任 平成8年12月 株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア(平成10年2月1日当社と合併) 設立取締役営業部長就任 平成10年2月 当社取締役経営企画室長就任 平成18年5月 当社取締役経理部長就任 平成19年5月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エフ・エイ、二四監査役	株  21,000
2	たかおか かつお 高岡 勝夫 (昭和21年8月5日生)	昭和46年4月 新日本証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 平成5年1月 同社事業法人第三部長就任 平成8年5月 同社神戸支店長就任 平成10年6月 同社取締役営業本部首都圏第二地区長就任 平成12年4月 同社常務執行役員法人本部事業法人グループ担当就任 平成14年6月 新光ビルディング株式会社(現みずほ証券プロパティマネジメント)入社 同社専務取締役就任 平成19年8月 同社退社 平成20年5月 当社監査役就任(現任)	10,000
3	あさい しんいち 浅井 新一 (昭和21年1月29日生)	昭和43年4月 東海観光株式会社入社 平成元年1月 同社人事部長就任 平成5年10月 同社営業部長就任 平成8年1月 エームサービス株式会社入社 平成10年4月 同社関連事業本部CCM事業本部長就任 平成17年1月 日商リネンサプライ株式会社出向 平成17年3月 同社代表取締役社長就任 平成23年5月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アスク監査役	0

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者高岡勝夫氏及び浅井新一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
- (1) 高岡勝夫氏は、主に証券会社役員として培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。
- (2) 浅井新一氏は、主にサービス業やリネンサプライ業で培われた豊富な経験や企業経営経験を当社の経営全般に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。
4. 高岡勝夫氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
- 浅井新一氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
5. 責任限定契約について
- 高岡勝夫氏及び浅井新一氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを前提として、当社と各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度とします。
6. 当社は、浅井新一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 高岡勝夫氏及び浅井新一氏の選任が承認された場合は、両氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成21年5月27日開催の第29期定時株主総会において、金銭報酬部分を年額1億6千万円以内（うち社外取締役1千万円以内）並びに非金銭報酬部分を年額4千万円以内（うち社外取締役5百万円以内）としてご承認いただき、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の報酬額を廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、経済情勢と諸般の事情も考慮し、金銭報酬部分を年額1億6千万円以内（うち社外取締役2千万円以内）並びに非金銭報酬部分を年額4千万円以内（うち社外取締役5百万円以内）に改定をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとすると共に、社外取締役の金銭報酬部分の限度額を、今後の増員や各種ご経験のある方を選任させていただく自由度を確保するために増額をさせていただくものであります。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、その職務と責任に見合う報酬水準とし、昨今の経済情勢と諸般の事情も考慮し、年額6千万円以内とさせていただきたく、お願いするものであります。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

# 第36期定時株主総会会場のご案内

千葉県千葉市美浜区ひび野二丁目10番1号  
ホテル ザ・マンハッタン 2階 プリマベール

